

# 府中市立武蔵台小学校 「いじめ防止対策基本方針」

令和5年4月

## 1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」「どの子供も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び、「府中市いじめ防止対策推進条例」に基づき、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対応するためいじめ防止基本方針を定める。

### いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 「府中市いじめ防止対策推進条例」（令和5年4月1日施行）

市・学校・保護者・市民・関係機関等が連携し、市立小・中学校の子どもたちを社会総がかりでいじめから守り、府中市の子どもたちが安全な環境で、安心して学校生活を送ることを目指します。

## 2 学校いじめ対策委員会の設置

校長、副校長、主幹、生活指導主任、教務主任、保健主任、養護教諭、学年主任、担任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、子どもと家庭の支援員からなる校内組織の設置。

## 3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

（別表）

## 4 いじめ防止対策のための基本方針

- ・いじめの発見、通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、直ちに校内組織に報告して情報を共有する。
- ・当該組織が中心となり、速やかに関係児童からの聞き取りを行って、いじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。
- ・いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるよう、平素から校内組織の

在り方や活用の仕方について、全ての教職員で共通理解を図っておく。

- ・ いじめの加害者や被害者への指導・配慮はもちろんだが、集団として好ましい活動ができるように校内組織を中核として継続して指導する。
- ・ 状況に応じて、関係諸機関（指導室、教育センター、子ども家庭支援センター、東京都児童相談所、警察署 等）と連携して対応する。
- ・ 定期的なアンケート調査「ふれあい（いじめ防止強化）月間」等の様式を用いて、いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級・進学の際に適切に指導を引き継げるようにする。

## 5 「重大事態」への対処と教育委員会や関係機関等との連携

\*校内組織（学校いじめ対策委員会）を母体としつつ、府中市教育委員会「重大事態調査委員会（仮称）」と連携して、詳細な調査の実施及び対応について支援・協力を得る。

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに府中市教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。
- (2) 被害児童に対しては、複数の教職員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応する。
- (4) 被害児童及び保護者のケアのために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

## 6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により、判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 7 その他

校内の学校いじめ対策委員会によって、適宜「府中市立武蔵台小学校いじめ防止対策基本方針」を見直し、必要がある時は適切に改訂を行う。

# (別表) いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

## (1) 学校全体での取組

項 目		児童に関わること	保護者に関わること	
①いじめの未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特別活動・総合的な学習の時間等)</li> <li>○正しい判断力(自己指導能力)や正義感を身に付けさせる。(道徳・特別活動・総合的な学習の時間等)</li> <li>○「いじめ防止カード」(都教委作成)を配布・活用し、意識の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の物や他人の物を大切に扱う子どもに育てるように啓発する。</li> <li>○友達の気持ちを踏みにじったり、傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝えるよう依頼する。</li> </ul>	
②いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童が集団から離れて一人で行動しているときは、声をかけて話を聞く。</li> <li>○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用したりして、児童から情報を収集する</li> <li>○上履き、机、椅子、学用品、掲示物などにいたずらがあったら、すぐに対応し、原因を明らかにする。</li> <li>○スクールカウンセラーによる小学5年生の全員面接を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもとできるだけ会話をするように啓発する。</li> <li>○日頃から、持ち物や服装の汚れや乱れに気を配るよう依頼する。</li> <li>○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気や普段から作っておくようにしてもらう。</li> </ul>	
③いじめの対応に関すること	ア暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的なダメージについての的確に把握し迅速な初期対応を行う。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りをを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くように努力してもらう。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> <li>○スクールカウンセラーや教育相談室、児童相談所、警察署等、関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞いて適切に対応するよう促す。</li> <li>○被害児童や保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</li> </ul>
	イ暴力を伴わないいじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速な初期対応を行う。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りをを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜くという姿勢を子どもに見せるように伝える。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> <li>○スクールカウンセラーや教育相談室等、関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞いて適切に対応するよう促す。</li> <li>○被害児童や保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</li> </ul>
	ウ行為が見えにくいいじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ることを約束する。</li> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速な初期対応を行う。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜くという姿勢を子どもに見せるように伝える。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> <li>○スクールカウンセラーと連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞いて適切に対応するよう促す。</li> </ul>
直接関係のない者		<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することはいじめに加担するのと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</li> <li>○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気付いたとき、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てるように啓発する</li> <li>○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でも、いじめる側や傍観者になってはならないという気持ちをわが子に育てるように伝える。</li> </ul>	

## (2) 地域・家庭との連携

①各家庭での取組	○常に、自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしきやストレスに気付くことができるようにする。 ○ダメなときは「叱る」、頑張ったときは「褒める」を合言葉に、家庭でも意識させる。 ○家族一人一人の存在が大きく影響することを伝え、他人任せにしないで、自ら子育てに参加するよう啓発する。
②地域での取組	○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から見守られているという安心感をもたせられるような地域に高める。 ○子どもたちと顔見知りになれるよう、子どもたちに出会ったときは挨拶や声かけをお願いする。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけてもらう。

★定期的なアンケート調査は、年3回の「ふれあい月間」中に全校児童対象に実施する。